

【諮問第120号】

22川情個第5号

平成22年4月16日

川崎市長 阿部 孝夫 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 安富 潔

公文書開示請求に対する拒否処分に関する異議申立てについて（答申）

平成14年7月9日付け14川才事第111号で諮問のありました、公文書開示請求に対する拒否処分に関する異議申立ての件について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

本件異議申立人の公文書開示請求に係る公文書のうち、別紙「対象公文書及び不開示とすべき情報の一覧」に記載の不開示とすべき部分を除き開示すべきである。なお、審査会の結論における文書の名称は、平成14年4月11日付け開示拒否通知書の表示による。

## 2 異議申立ての趣旨及び経緯

異議申立人は、平成14年3月28日付けで、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、「平成8年度第19号及び第20号の苦情申し立て書に係る文書（市教委に対するヒアリングを行った文書一式他）」の写しの交付を求める開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

実施機関は、本件請求に係る対象公文書について別紙「対象公文書及び不開示とすべき情報の一覧」（以下「別紙」という。）中の「対象公文書の名称」に記載のとおり特定し、平成14年4月11日付けで拒否処分を行った。不開示とした理由については別紙に記載のとおりである。

異議申立人は、平成14年6月10日付けで、「情報公開制度上から文書そのものが全部見られないことは不服です。」として、拒否処分の取消しを求めて異議申立てを行った。（当審査会諮問第120号事件）

平成14年10月8日付けで異議申立人から意見書を提出しない旨及び口頭意見陳述を希望する旨の通知が送付された。

平成15年12月1日付けで、異議申立人あてに今後の審議進行（口頭意見陳述）についての意向確認の通知を送付したところ、同年12月3日に異議申立人から体調不良のためあらためて連絡をする旨、電話で回答があった。平成16年2月23日付けで、再度、意向確認の通知を送付したところ、同年9月27日に異議申立人から体調不良を理由に、口頭意見陳述へはしばらく出席できない、出席できるようになった時には異議申立人から連絡するとの電話回答があった。

しかし、その後も連絡がなかったため、平成19年10月31日付けで、あらためて今後の審議進行についての協議を求める通知を配達記録郵便にて送付したところ、同年11月4日付けで転居先不明のため通知が返送された。同年11月5日付けで再度同様の通知を配達記録郵便で送付したが、同年11月8日付けで転居先不明のため通知が返送された。

平成19年11月7日、当審査会の事務局である川崎市総務局情報管理部行政情報課情報公開担当（以下「事務局」という。）が、今後の審議進行についての協

議の必要性から、異議申立人の所在確認調査のため、公用での住民票請求を行ったが、住民登録に変更はなかった。

平成21年3月3日に、再度、事務局が異議申立人の所在確認調査のため公用での住民票請求を行ったが、住民登録に変更はなかった。このため、事務局は同日に住民登録地の現地調査を行ったところ、異議申立人はすでに転居していることが確認された。

当審査会としては、異議申立人は口頭意見陳述をする意思がないものと認め、諮問第120号について審査を進めることとした。

### 3 異議申立人の主張要旨

異議申立人は意見書を提出しない旨の意思表示があり、また上記2に記載のとおり、口頭意見陳述を行う意思がないものと認められるため、異議申立人の主張は異議申立書に記載された内容のみとなる。主張の内容は「情報公開制度上から文書そのものが全部見られないことは不服です。」ということである。

### 4 実施機関の主張要旨

平成14年8月30日付け処分理由説明書及び平成17年2月28日実施の口頭による処分理由説明聴取によれば、実施機関の主張の概要は次のとおりである。

- (1) 苦情申立書及び一連の調査に関する文書について、氏名、住所は特定の個人を識別することができる情報であり、条例第8条第1号に該当するとして不開示とした。また、個人の考え方や心身の状況等について記載された部分は、公にすることにより個人の正当な権利利益を害するおそれがある情報と判断し、条例第8条第1号に基づき不開示とした。

上記の不開示情報を除いた部分を開示したとしても、結果として有意の情報とならないため、条例第9条第1項但し書きに基づき文書全体を不開示とした。

- (2) オンブズマンに苦情申し立てがあった事案の管轄を決定するために、川崎市個人情報保護委員等と行った調整等の経過の情報については、率直な意見交換並びに提案を確保するために不開示とする必要があると判断し、条例第8条第3号に基づき不開示とした。
- (3) 教育委員会に対しヒアリング調査を行った際の記録については、調査途上の未成熟な情報であり、公開されれば率直な意見交換が妨げられることになり、オンブズマンの事業において重要な位置を占めるヒアリング調査の実施に重大な支障が生ずるおそれがある。また、実施に当たっては、教育委員会事務局と公開しないとの約束のもとで実施したものであり、公開することによりオンブズマン事業の適正な執行を妨げ、調査事務に関し、公正かつ能率的な遂行を不当に阻害

するおそれがあると判断し、条例第8条第4号に基づき不開示とした。

さらに、ヒアリングの内容は申し立てられた苦情の内容に沿って行われ、個人に関する情報を多く含み、特定の個人を識別されうるものである。これを公にすることにより個人の正当な権利利益を害するおそれがあると考えられ条例第8条第1号にも該当する。

## 5 審査会の判断

(1) 実施機関は、対象公文書について、全部不開示の処分を行い、その理由として、対象公文書には条例第8条第1号、同3号、同4号のいずれかに該当する情報が記録されており、その情報を除いた部分を開示しても有意の情報とならないとして、条例第9条第1項ただし書に基づいて文書全体の開示を拒否している。そこで、まず、全体に共通する問題として、一つの文書の一部に不開示とすべき情報が存在する場合について検討する。

一つの文書に、不開示情報が存在する場合に、不開示とすべき部分を容易に区分して除くことができるときには、当該部分を除いた残部を開示しなければならない(条例第9条第1項本文)。残部に有意の情報が記録されていないと認められるときは開示する必要はないが(同条ただし書)、この「有意」性の判断は、一部でも開示することが原則であることから厳格に行うべきであり、「有意な情報が記録されていない」とは、無意味な文字、数字等の羅列となる場合など残部のみでは開示請求者の請求の趣旨が全く達せられないことが明らかな場合をいうものと解すべきである。したがって、残部に意味を持つ数字や文字がある場合には残部を開示しなければならない、文書全体を不開示とすることは許されない。実施機関は、この点の判断を誤り、不開示部分を除いた残部に意味を持つ数字や文字があるにもかかわらず文書全体を不開示としているので、残部を開示しなければならない。

(2) 次に、実施機関が対象公文書について不開示とした理由の多くが、条例第8条第1号に基づく不開示情報であるとしているので、同号に基づく不開示情報について検討する。同号前段により不開示とされるのは、個人の情報であって、特定の個人を識別することができる情報、あるいは他の情報と組み合わせることにより、特定の個人を識別することができるものをいう(以下「個人識別情報」という)。この個人の情報と組み合わせる「他の情報」について、特別の人が保有する情報あるいは特別の手段を用いなければ入手できないような情報であってもよいとすれば、ほとんどの個人情報個人識別情報となり、情報公開制度の趣旨を没却することになることから、「他の情報」は、一般の人が通常的手段で入手しうる情報と解さねばならない。また、同号後段は、個人識別情報でなくても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報も不開示と

すべきことを規定している。例えば、個人の思想や心身の状況など個人の人格と密接に関係している情報を公にすることは、特定の個人が識別されなくても、個人の尊厳を傷つけることになるため、不開示とすべきである。したがって、個人の考え方、私生活の状況などでも、個人の人格と密接に関係しているとして不開示とすべき情報と、個人の人格と密接に関係しているとは言えず、公にしても個人の権利利益を害するとはいえない情報があり、後者の情報は開示しなければならない。

- (3) また、審査会は、実施機関が挙げた理由以外の理由で不開示とした判断を是認することができるか否か問題となる。審査会が、実施機関が挙げた理由以外の理由で不開示とした判断を是認することは、異議申立人の反論の機会を奪うことになることから、本来であれば、審査会は実施機関に対し不開示理由を追加・変更するよう促し、それに対する異議申立人の意見を聴取し検討した上で、判断すべきである。しかし、本件においては、異議申立人と連絡をとることができず、反論の機会を与えることはできないことから、審査会は、実施機関が挙げた理由以外の理由で実施機関が不開示とした判断を是認することができるものと考え

る。  
以上のことを前提として、以下、実施機関が行った拒否処分の妥当性について検討する。

- (4) 平成8年度第19号苦情申立て関係文書のうち、川崎市情報公開条例第8条第1号に該当することを理由として不開示とされた文書について

ア 平成8年5月9日付け苦情申立書に記録されている情報のうち、苦情申立人の郵便番号、住所、氏名、電話番号は個人識別情報であるが、苦情申立の趣旨の内容、苦情申立の理由の内容、苦情の申立の原因となった事実のあった年月日は、個人識別情報ではない。しかし、これらは、精神的被害に直接関係する情報であり、これが公開されるとオンブズマンへの苦情の申立てを躊躇するものが出て、オンブズマンの事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とすべきである(条例第8条第4号)。同文書に添付されている文書のうち、個人情報閲覧等請求書2通に記録されている個人情報請求人の郵便番号、住所、氏名、電話番号、請求に係る個人情報の記録の内容は個人識別情報である。要望書は住所、氏名の記載があり、その内容も個人識別情報であると認められるため、不開示としたことは妥当である。週刊誌の写しは、一般の人が通常入手しうる情報と組み合わせても特定の個人が識別されるおそれはないことから、個人識別情報とはいえない。しかし、10頁から15頁縦棒の前までは、個人の精神的被害に関する記述であり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれある情報といえるため、不開示とすべきである。

したがって、平成8年5月9日付け苦情申立書は、苦情申立人の郵便番号、

住所、氏名、電話番号、苦情申立の趣旨の内容、苦情申立の理由の内容、苦情の申立の原因となった事実のあった年月日を除き、開示すべきである。同文書に添付されている文書のうち、個人情報閲覧等請求書2通は、それぞれ個人情報請求人の郵便番号、住所、氏名、電話番号、請求に係る個人情報の記録の内容を除き、開示すべきであり、週刊誌の写しは10頁から15頁縦棒の前までを除き、開示すべきである。

イ 平成8年7月16日付け調査連絡メモに記録されている情報からは、一般人が通常入手しうる情報と組み合わせても特定の個人を識別することができるおそれはない。しかし、苦情申立ての趣旨の内容、苦情申立ての理由の内容、調査項目の内容は苦情申立人が受けた精神的被害に直接関係する情報であり、これが公開されるとオンブズマンへの苦情の申立てを躊躇するものが出て、オンブズマンの事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とすべきである（条例第8条第4号）。

したがって、平成8年7月16日付け調査連絡メモは、苦情申立ての趣旨1及び2の内容、苦情申立ての理由の内容、調査項目1から5の内容を除き、開示すべきである。

ウ 平成8年7月17日付け申立人への手紙は、宛名以外に個人識別情報はないため、宛名を除き、開示すべきである。

添付されている電話メモ等については、電話の相手の氏名及び手紙の宛先は個人識別情報であり不開示とすべきである。また苦情申立人や家族の健康状態は、個人識別情報ではないが、公にすることは個人の尊厳を害するといえ、開示すべきではない。苦情申立人からの電話の内容や調査員との電話での応答は、個人識別情報であれば不開示とするのは当然であるが、個人識別情報でなくても、これが公開されると、苦情申立人は調査員に電話をかけることを躊躇し、あるいは率直な意見を言えなくなるなど、苦情申立人と調査員との連絡が円滑に行われなくなるおそれがあり、オンブズマンの事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とすべきである（条例第8条第4号）。したがって、結論は以下のとおりである。

（ア）平成8年7月22日付け電話メモは、電話の相手の氏名、申立人からの伝言の内容を除き、開示すべきである。

（イ）年不詳7月29日付け伝言メモは、1行目「14：10」の次から「様より」の前まで及び伝言の内容（「」内の文字）を除き、開示すべきである。

（ウ）平成8年8月1日付け手紙は、宛名、7行目3文字目から「その他、ご質問・ご相談」の前の文字までを除き、開示すべきである。

（エ）平成8年10月16日付け手紙は、宛名、6行目最初から「なお、ご事情に変化が」の前の行の最後までを除き、開示すべきである。

- (オ)平成8年8月19日付け電話メモは、電話の相手の氏名、電話の内容を除き、開示すべきである。
- (カ)平成8年10月25日付け電話メモは、電話の相手の氏名、電話の内容を除き、開示すべきである。
- (キ)平成8年11月1日付け電話メモ(電話の日時が同年10月28日のもの)は、電話の相手の氏名、電話の内容を除き、開示すべきである。
- (ク)平成8年11月1日付け電話メモ(電話の日時が同年10月31日のもの)は、電話の相手の氏名、電話の内容を除き、開示すべきである。
- (ケ)平成8年11月14日付け手紙は、宛名、6行目、11行目から12行目までを除き、開示すべきである。
- (コ)平成8年11月22日付け電話メモは、電話の相手の氏名、電話の内容を除き、開示すべきである。
- (サ)平成8年11月25日付け電話メモは、電話の相手の氏名、電話の内容を除き、開示すべきである。
- エ 平成8年12月12日付け(同月27日付けの誤記)新オンブズマンとの面談記録に記載されている情報のうち、相手方の氏名は個人識別情報である。また、話の内容にも、個人識別情報や、公にすることにより、なお個人の権利利益を害する情報が含まれているが、話の内容全体が、苦情申立人が受けた精神的被害に直接関係する情報であり、これが公開されるとオンブズマンへの苦情の申立てを躊躇するものが出て、オンブズマンの事業の適正な遂行に支障を及ぼすことが予想されるため、不開示とすべきである(条例第8条第4号)。
- したがって、平成8年12月12日付け(同月27日付けの誤記)新オンブズマンとの面談記録は、相手方の氏名、申立人の話の内容を除き、開示すべきである。
- オ 平成8年12月16日付け(同月27日付けの誤記)申立人からの電話(前回の面談の補充)に記載されている情報のうち、電話の相手の氏名は個人識別情報であるから不開示とすべきである。また、申立人の話の内容は苦情申立人の子どもが受けた精神的被害に直接関係する情報であり、これが公開されるとオンブズマンへの苦情の申立てを躊躇するものが出て、オンブズマンの事業の適正な遂行に支障を及ぼすことが予想されるため、不開示とすべきである(条例第8条第4号)。
- したがって、平成8年12月16日付け(同月27日付けの誤記)申立人からの電話(前回の面談の補充)は、電話の相手の氏名、申立人の話の内容を除き、開示すべきである。
- カ 平成9年1月10日付け調査連絡メモに記載されている情報のうち、申立人氏名は個人識別情報であるから不開示とすべきであるが、他に個人識別情報は

ない。しかし、苦情申立ての趣旨の内容、苦情申立ての理由の内容、調査項目の内容は、苦情申立人の精神的被害に直接関係する情報であり、これが公開されるとオンブズマンへの苦情の申立てを躊躇するものが出て、オンブズマンの事業の適正な遂行に支障を及ぼすことが予想されるため、不開示とすべきである（条例第8条第4号）。

したがって、平成9年1月10日付け調査連絡メモは、申立人氏名、苦情申立ての趣旨の内容、苦情申立ての理由の内容、調査項目の内容を除き、開示すべきである。

キ 平成9年1月10日付け（同月31日付けの誤記）ヒアリングメモに記録されている情報に、個人識別情報はない。しかし、ヒアリングの内容は、苦情申立人の精神的被害に直接関係する情報であり、これが公開されるとオンブズマンへの苦情の申立てを躊躇するものが出て、オンブズマンの事業の適正な遂行に支障を及ぼすことが予想されるため、不開示とすべきである（条例第8条第4号）。

したがって、平成9年1月10日付け（同月31日付けの誤記）ヒアリングメモは、内容を除き、開示すべきである。

ク 平成9年8月15日付け申立人からのFAXの記録されている情報のうち、1枚目から6枚目に記載されているファックス発信者番号（TEL NO.）は、個人識別情報であり、また、1枚目は全て手書きのため、個人識別情報といえるが、その他は個人識別情報ではない。

したがって、平成9年8月15日付け申立人からのFAXは、1枚目全部及び2枚目から6枚目までのファックス発信者番号（TEL NO.）を除き、開示すべきである。

ケ 平成10年10月5日付け電話メモに記録されている情報のうち、苦情申立人の氏名は個人識別情報である。また電話の内容に一部個人識別情報があるが、前記ウで述べたとおり、電話の内容を公開することは、オンブズマンの事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とすべきである（条例第8条第4号）。

したがって、平成10年10月5日付け電話メモは、苦情申立人の氏名及び電話の内容を除き、開示すべきである。

コ 平成10年12月11日付け調査実施通知に記録されている情報のうち、苦情申立人と代理人の氏名、住所は個人識別情報であるから不開示とすべきであるが（条例第8条第1号）それ以外に、個人識別情報は記録されていない。しかし、「苦情の申立て及び事情の聴取について」の苦情申立の趣旨の欄の【819】の内容及び調査項目の（2）の本文の「申立人によれば、」の次の文字から「内申書開示が」の前の文字まで及び の内容は、苦情申立人が受けた

精神的被害に直接関係する情報であり、これが公開されるとオンブズマンへの苦情の申立てを躊躇するものが出て、オンブズマンの事業の適正な遂行に支障を及ぼすことが予想されるため、不開示とすべきである（条例第8条第4号）。

したがって、平成10年12月11日付け調査実施通知は、苦情申立人と代理人の氏名、住所、「苦情の申立て及び事情の聴取について」の苦情申立の趣旨の欄の【8 19】の内容及び調査項目の（2）の本文の「申立人によれば、」の次の文字から「内申書開示が」の前の文字まで及び の内容を除き、開示すべきである。

サ 平成11年1月21日付け回答に記録されている情報に、個人識別情報はない。しかし、（2）の本文の「申立人によれば、」の次の文字から「内申書開示が」の前の文字まで及び質問 の内容は、苦情申立人の精神的被害に直接関係する情報であり、これが公開されるとオンブズマンへの苦情の申立てを躊躇するものが出て、オンブズマンの事業の適正な遂行に支障を及ぼすことが予想されるため、不開示とすべきである（条例第8条第4号）。

したがって、平成11年1月21日付け回答は、（2）の本文の「申立人によれば、」の次の文字から「内申書開示が」の前の文字まで及び質問 の内容を除き、開示すべきである。

シ 平成12年10月27日付け調査項目・追加に記録されている情報に、個人識別情報はない。しかし、2行目の「ヒアリングにおいて、」の次の文字から3行目「について、」の前の文字まで、4行目最初の文字から「これに関し、」の前の行の最後まで、及び（2）の内容は、苦情申立人の受けた精神的被害に直接関係する情報であり、これが公開されるとオンブズマンへの苦情の申立てを躊躇するものが出て、オンブズマンの事業の適正な遂行に支障を及ぼすことが予想されるため、不開示とすべきである（条例第8条第4号）。

したがって、平成12年10月27日付け調査項目・追加は、2行目の「ヒアリングにおいて、」の次の文字から3行目「について、」の前の文字まで、4行目最初の文字から「これに関し、」の前の行の最後まで、及び（2）の内容を除き、開示すべきである。

ス 年月日不詳回答に記録されている情報に、個人識別情報はない。しかし、2枚目（2） - 、 の内容は、苦情申立人の受けた精神的被害に直接関係する情報であり、これが公開されるとオンブズマンへの苦情の申立てを躊躇するものが出て、オンブズマンの事業の適正な遂行に支障を及ぼすことが予想されるため、不開示とすべきである（条例第8条第4号）。

したがって、年月日不詳回答は、2枚目（2） - 、 の内容を除き、開示すべきである。

セ 平成12年1月13日付け調査実施通知に記録されている情報に、個人識別

情報はない。しかし、「苦情申立て及び事情の聴取」についての苦情申立て趣旨の欄の【8 - 19】の内容、及び「調査項目」の(1) - 、(2) - 、の内容は、苦情申立人が受けた精神的被害に直接関係する情報であり、これが公開されるとオンブズマンへの苦情の申立てを躊躇するものが出て、オンブズマンの事業の適正な遂行に支障を及ぼすことが予想されるため、不開示とすべきである(条例第8条第4号)。

したがって、平成12年1月13日付け調査実施通知は、「苦情申立て及び事情の聴取」についての苦情申立て趣旨の欄の【8 - 19】の内容、及び「調査項目」の(1) - 、(2) - 、の内容を除き、開示すべきである。

ソ 平成12年2月3日付け回答に記録されている情報に、個人識別情報はないが、調査項目(1) - の回答の「現在は」の次の文字から最後の文字までは、個人の健康状態に関する事項であり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものといえ、不開示とすべきである(条例第8条第1号後段)。また、調査項目(1) - の調査項目の内容とこれに対する回答の内容、調査項目(2) - の調査項目の内容とこれに対する回答の内容、調査項目(2) - の調査項目の内容とこれに対する回答の内容は、苦情申立人が受けた精神的被害に直接関係する情報であり、これが公開されるとオンブズマンへの苦情の申立てを躊躇するものが出て、オンブズマンの事業の適正な遂行に支障を及ぼすことが予想されるため、不開示とすべきである(条例第8条第4号)。

したがって、平成12年2月3日付け回答は、調査項目(1) - の調査項目の内容とこれに対する回答の内容、調査項目(1) - の回答の「現在は」の次の文字から最後まで、調査項目(2) - の調査項目の内容とこれに対する回答の内容、調査項目(2) - の調査項目の内容とこれに対する回答の内容を除き、開示すべきである。

タ 平成12年2月3日付けヒアリングメモに記録されている情報に、個人識別情報はない。しかし、ヒアリングの内容が公開されると、ヒアリングにおいて率直な意見を聴取することができなくなる恐れがあり、オンブズマンの事業の適正な遂行に支障を及ぼすことが予想されるため、不開示とすべきである(条例第8条第4号)。

したがって、平成12年2月3日付けヒアリングメモは、ヒアリングの内容を除き、開示すべきである。

チ 平成13年8月30日付け市教委からオンブズマンあて回答に記録されている情報に、個人識別情報はない。しかし、表題の最初の文字から「について」の前の文字まで、(1)の表題、「場所」の内容、「方法」の内容、(2)の表題、「現状」の内容及びその次の文字から最終行までは、苦情申立人が受けた精神的被害に直接関係する情報であり、これが公開されるとオンブズマンへの苦情

の申立てを躊躇するものが出て、オンブズマンの事業の適正な遂行に支障を及ぼすことが予想されるため、不開示とすべきである（条例第8条第4号）。

したがって、平成13年8月30日付け市教委からオンブズマンあて回答は、表題の最初の文字から「について」の前の文字まで、(1)の表題、「場所」の内容、「方法」の内容、(2)の表題、「現状」の内容及びその次の文字から最終行までを除き、開示すべきである。

ツ 平成13年8月30日付け追加調査項目に記録されている情報に、個人識別情報はない。しかし、表題「指導課長名義にて頂いた」の次の文字から「に関して」の前の文字まで、1行目「本日ヒアリングにて、」の次の文字から「の方法に関して」の前の文字まで、(1)及び(2)の内容は、苦情申立人が受けた精神的被害に直接関係する情報であり、これが公開されるとオンブズマンへの苦情の申立てを躊躇するものが出て、オンブズマンの事業の適正な遂行に支障を及ぼすことが予想されるため、不開示とすべきである（条例第8条第4号）。

したがって、平成13年8月30日付け追加調査項目は、表題「指導課長名義にて頂いた」の次の文字から「に関して」の前の文字まで、1行目「本日ヒアリングにて、」の次の文字から「の方法に関して」の前の文字まで、(1)及び(2)の内容を除き、開示すべきである。

テ 平成13年9月20日付け回答に記録されている情報に、個人識別情報はない。しかし、表題の最初の文字から「に関して」の前の文字まで、調査項目の内容、回答の内容は、苦情申立人が受けた精神的被害に直接関係する情報であり、これが公開されるとオンブズマンへの苦情の申立てを躊躇するものが出て、オンブズマンの事業の適正な遂行に支障を及ぼすことが予想されるため、不開示とすべきである（条例第8条第4号）。

したがって、平成13年9月20日付け回答は、表題の最初の文字から「に関して」の前の文字まで、調査項目の内容、回答の内容を除き、開示すべきである。

ト 平成13年12月6日付け結果通知書には、宛名以外に個人識別情報は記録されていない。しかし、「苦情申立ての趣旨」の内容、別紙1頁3行目「1」の次ぎの文字から同2頁「教育委員会は、このことについて」の前の行の最後まで、同頁「2」の次の文字から同頁下から3行目最後まで、同3頁1行目「3」の次の文字から同頁「このことについては、」の前の行の最後まで、同頁「4」の次の文字から同4頁「従って、教育委員会は、このことに関し、」の前の文字まで、同頁「5」の次の文字から同5頁「このことについて市民オンブズマンは、」の前の行の最後まで、同頁「6」の次の文字から同頁「このため、市民オンブズマンは、」の前の行の最後まで、及び同頁「その対応を見守ってい

くことと致します。」の次の行の最初から同6頁「なお、今後教育委員会と」の前の行の最後までは、苦情申立人が受けた精神的被害に直接関係する情報であり、これが公開されるとオンブズマンへの苦情の申立てを躊躇するものが出て、オンブズマンの事業の適正な遂行に支障を及ぼすことが予想されるため、不開示とすべきである（条例第8条第4号）。

したがって、平成13年12月6日付け結果通知書は、宛名、「苦情申立ての趣旨」の内容、別紙1頁3行目「1」の次ぎの文字から同2頁「教育委員会は、このことについて」の前の行の最後まで、同頁「2」の次の文字から同頁下から3行目最後まで、同3頁1行目「3」の次の文字から同頁「このことについては、」の前の行の最後まで、同頁「4」の次の文字から同4頁「従って、教育委員会は、このことに関し、」の前の文字まで、同頁「5」の次の文字から同5頁「このことについて市民オンブズマンは、」の前の行の最後まで、同頁「6」の次の文字から同頁「このため、市民オンブズマンは、」の前の行の最後まで、及び同頁「その対応を見守っていくことと致します。」の次の行の最初から同6頁「なお、今後教育委員会と」の前の行の最後までを除き、開示すべきである。

ナ 平成13年12月20日付けお手紙は、宛名以外に個人識別情報は記録されていない。しかし、3行目最初の文字から「ご連絡をお待ちしております。」の前の文字までは、苦情申立人の私生活に関するものであり、これが公開されるとオンブズマンへの苦情の申立てを躊躇するものが出て、オンブズマンの事業の適正な遂行に支障を及ぼすことが予想されるため、不開示とすべきである（条例第8条第4号）。

したがって、平成13年12月20日付けお手紙は、宛名、3行目最初の文字から「ご連絡をお待ちしております。」の前の文字までを除き、開示すべきである。

ニ 平成13年12月26日付け電話メモに記録されている情報に、個人識別情報は無い。しかし、前記ウで述べたとおり、電話の内容が公開されるとオンブズマンの事業の適正な遂行に支障を及ぼすことが予想されるため、不開示とすべきである（条例第8条第4号）。

したがって、平成13年12月26日付け電話メモは、電話の内容を除き、開示すべきである。

ヌ 平成13年12月27日付け電話メモに記録されている情報に、個人識別情報は無いが、個人の健康状態に関する情報があり、公開されると、個人の権利利益を害するものといえる情報が含まれていること、前記ウで述べたとおり、電話の内容が公開されるとオンブズマンの事業の適正な遂行に支障を及ぼすことが予想されるため、不開示とすべきである（条例第8条第1号後段、同第

4号)

したがって、平成13年12月27日付け電話メモは、電話の内容を除き、開示すべきである。

ネ 平成14年1月31日付けお手紙に記録されている情報のうち、宛名は個人識別情報であり、2行目「お変わりございませんか。」の次の文字から「敬具」の前の行の最後までは、個人識別情報が一部含まれているが、全体として、苦情申立人の個人的な事情に関するものであり、これが公開されるとオンブズマンへの苦情の申し立てを躊躇するものが出て、オンブズマンの事業の適正な遂行に支障を及ぼすことが予想されるため、不開示とすべきである(条例第8条第4号)

したがって、平成14年1月31日付けお手紙は、宛名、2行目「お変わりございませんか。」の次の文字から「敬具」の前の行の最後までを除き、開示すべきである。

ノ 平成14年2月6日付け(同月7日付けの誤記)電話メモは、電話の内容の一部個人識別情報が記録されているが、電話内容全体が、架電者の個人的な事情に関するものであり、これが公開されるとオンブズマンへの苦情の申し立てを躊躇するものが出て、オンブズマンの事業の適正な遂行に支障を及ぼすことが予想されるため、不開示とすべきである(条例第8条第4号)

したがって、平成14年2月6日付け(同月7日付けの誤記)電話メモは、電話の内容を除き、開示すべきである。

(5)平成8年度第20号苦情申立て関係文書のうち、川崎市情報公開条例第8条第1号に該当することを理由として不開示とされた文書について

ア 平成8年5月9日付け苦情申立書に記録されている情報のうち、苦情申立人の郵便番号、住所、氏名、電話番号、苦情申立の趣旨の1行目「調査書」の次の文字から、「の開示請求」の前の文字までは個人識別情報である。また、添付文書のうち、要望書は個人識別情報であり、個人情報閲覧等請求書2通はそれぞれ郵便番号、住所、氏名、電話番号、請求に係る個人情報の記録の内容、個人情報閲覧決定期間延長通知書2通はそれぞれ宛名、請求に係る個人情報の記録の内容のうち、「調査書」以外の文字は個人識別情報である。その他に個人識別情報はないが、苦情申立の理由は、苦情申立人の心情が記載されており、これが公開されるとオンブズマンへの苦情の申し立てを躊躇するものが出て、オンブズマンの事業の適正な遂行に支障を及ぼすことが予想されるため、不開示とすべきである(条例第8条第4号)

したがって、平成8年5月9日付け苦情申立書は、苦情申立人の郵便番号、住所、氏名、電話番号、苦情申立の趣旨の1行目「調査書」の次の文字から、「の開示請求」の前の文字まで、苦情申立の理由を除き開示すべきである。添

付文書は、個人情報閲覧等請求書 2 通はそれぞれ郵便番号、住所、氏名、電話番号、請求に係る個人情報の記録の内容、個人情報閲覧決定期間延長通知書 2 通はそれぞれ宛名、請求に係る個人情報の記録の内容のうち、「調査書」以外の文字を除き、開示すべきである。

- イ 平成 8 年 7 月 1 7 日付け申立人への連絡の手紙の宛名及び同文書に添付された平成 8 年 7 月 2 2 日付け電話メモの電話の相手の氏名は個人識別情報であるが、他に個人識別情報はない。しかし、同電話メモの電話の内容は、( 3 ) ウで述べたとおり、これが公開されるとオンブズマンの事業の適正な遂行に支障を及ぼすことが予想されるため、不開示とすべきである( 条例第 8 条第 4 号 )。

したがって、平成 8 年 7 月 1 7 日付け申立人への連絡の手紙は、宛名を除き、開示すべきである。同文書に添付された平成 8 年 7 月 2 2 日付け電話メモは、電話の相手の氏名、電話の内容を除き、開示すべきである。

- ウ 平成 8 年 7 月 2 3 日付け市教委よりの補充資料に記録されている情報のうち、それぞれ宛名、請求にかかる個人情報の記録の内容の「調査書」以外の文字は、個人識別情報である。

したがって、平成 8 年 7 月 2 3 日付け市教委よりの補充資料は、それぞれ宛名、請求にかかる個人情報の記録の内容の「調査書」以外の文字を除き、開示すべきである。

- エ 平成 8 年 7 月 2 9 日付け申立人からの連絡及びオンブズマンからの通知については以下のとおりである。なお、電話メモに記載されている電話の内容は、個人識別情報が記録されていなくても、これを公開すると、前記( 3 ) ウで述べたとおり、苦情申立人は調査員に電話をかけることを躊躇し、あるいは率直な意見を言えなくなるなど、苦情申立人と調査員との連絡が円滑に行われなくなるおそれがあり、オンブズマンの事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とすべきである( 条例第 8 条第 4 号 )。

- (ア) 平成 8 年 7 月 2 9 日付け申立人からの連絡は、1 行目「1 4 : 1 0」の次から「様より」の前までは個人識別情報であるが、他に個人識別情報はない。しかし、伝言内容(「」内の文字)は、個人の私的事情であり、これが公開されると( 3 ) ウで述べたとおり、オンブズマンの事業の適正な遂行に支障を及ぼすことが予想されるため、不開示とすべきである( 条例第 8 条第 4 号 )。

したがって、平成 8 年 7 月 2 9 日付け申立人からの連絡は、1 行目「1 4 : 1 0」の次から「様より」の前まで、伝言内容(「」内の文字)を除き、開示すべきである。

- (イ) 平成 8 年 8 月 1 日付け手紙の宛名は個人識別情報であるが、他に個人識別情報はない。しかし、7 行目 3 文字目から「その他、ご質問・ご相談が」の前

の文字までは、苦情申立人の私的事情であり、これが公開されるとオンブズマンへの苦情の申し立てを躊躇するものが出て、オンブズマンの事業の適正な遂行に支障を及ぼすことが予想されるため、不開示とすべきである（条例第8条第4号）。

したがって、平成8年8月1日付け手紙は、宛名、7行目3文字目から「その他、ご質問・ご相談が」の前の文字までを除き、開示すべきである。

(ウ)平成8年8月19日付け電話メモの電話の相手の氏名は個人識別情報であるが、他に個人識別情報はない。しかし、電話の内容は、前記のとおり不開示とすべきである（条例第8条第4号）。

したがって、平成8年8月19日付け電話メモは、電話の相手の氏名、電話の内容を除き、開示すべきである。

(エ)平成8年10月16日付け手紙の宛先は個人識別情報であるが、他に個人識別情報はない。しかし、6行目最初から「なお、ご事情に変化が」の前までは、苦情申立人の個人的事情であり、これが公開されるとオンブズマンへの苦情の申し立てを躊躇するものが出て、オンブズマンの事業の適正な遂行に支障を及ぼすことが予想されるため、不開示とすべきである（条例第8条第4号）。

したがって、平成8年10月16日付け手紙は、宛先、6行目最初から「なお、ご事情に変化が」の前までを除き、開示すべきである。

(オ)平成8年10月25日付け電話メモの電話の相手の氏名は個人識別情報であるが、他に個人識別情報はない。しかし、電話の内容は、前記のとおり不開示とすべきである（条例第8条第4号）。

したがって、平成8年10月25日付け電話メモは、電話の相手の氏名、電話の内容を除き、開示すべきである。

(カ)平成8年11月1日付け電話メモ（電話の日時が同年10月28日のもの）の電話の相手の氏名は個人識別情報であるが、他に個人識別情報はない。しかし、電話の内容は、前記のとおり不開示とすべきである（条例第8条第4号）。

したがって、平成8年11月1日付け電話メモ（電話の日時が同年10月28日のもの）は、電話の相手の氏名、電話の内容を除き、開示すべきである。

(キ)平成8年11月1日付け電話メモ（電話の日時が同年10月31日のもの）の電話の相手の氏名は個人識別情報であるが、他に個人識別情報はない。しかし、電話の内容は、前記のとおり不開示とすべきである（条例第8条第4号）。

したがって、平成8年11月1日付け電話メモ（電話の日時が同年10月31日のもの）は、電話の相手の氏名、電話の内容を除き、開示すべきである。

(ク)平成8年11月14日付け手紙の宛名は個人識別情報であるが、他に個人識別情報はない。しかし、6行目、11行目、12行目は、苦情申立人の私的事情であり、これが公開されるとオンブズマンへの苦情の申し立てを躊躇する

ものが出て、オンブズマンの事業の適正な遂行に支障を及ぼすことが予想されるため、不開示とすべきである（条例第8条第4号）。

したがって、平成8年11月14日付け手紙は、宛名、6行目、11行目、12行目を除き、開示すべきである。

(ケ) 平成8年11月22日付け電話メモの電話の相手の氏名は個人識別情報であるが、他に個人識別情報はない。しかし、電話の内容は、前記のとおり不開示とすべきである（条例第8条第4号）。

したがって、平成8年11月22日付け電話メモは、電話の相手の氏名、電話の内容を除き、開示すべきである。

(コ) 平成8年11月25日付け電話メモの電話の相手の氏名は個人識別情報であるが、他に個人識別情報はない。しかし、電話の内容は、前記のとおり不開示とすべきである（条例第8条第4号）。

したがって、平成8年11月25日付け電話メモは、電話の相手の氏名、電話の内容を除き、開示すべきである。

オ 平成8年12月12日付け（同月27日付けの誤記）新オンブズマンとの面談は、相手方の氏名は個人識別情報であり、申立人の話の内容にも一部個人識別情報がある。ただ、話の内容は、全て苦情申立人の私生活に関する情報や意向でありこれが公開されるとオンブズマンへの苦情の申し立てを躊躇するものが出て、オンブズマンの事業の適正な遂行に支障を及ぼすことが予想されるため、不開示とすべきである（条例第8条第4号）。

したがって、平成8年12月12日付け（同月27日付けの誤記）新オンブズマンとの面談は、相手方の氏名、申立人の話の内容を除き、開示すべきである。

カ 平成8年12月16日付け（日付不詳の誤記）12日面談の補充点：申立人よりの電話は、電話の相手の氏名は個人識別情報であり、電話の内容にも個人の名前があり、これは個人識別情報がある。ただ、電話の内容は、前記エで述べたとおり、オンブズマンの事業の適正な遂行に支障を及ぼすことが予想されるため、不開示とすべきである（条例第8条第4号）。

したがって、平成8年12月16日付け（日付不詳）12日面談の補充点：申立人よりの電話は、電話の相手の氏名、申立人の話の内容を除き、開示すべきである。

キ 平成10年10月5日付け電話メモは、苦情申立人の氏名および、電話の内容の一部は個人識別情報である。ただ、電話の内容は、前記エで述べたとおり、オンブズマンの事業の適正な遂行に支障を及ぼすことが予想されるため、不開示とすべきである（条例第8条第4号）。

したがって、平成10年10月5日付け電話メモは、苦情申立人の氏名及び

電話の内容を除き、開示すべきである。

- ク 平成10年12月11日付け調査実施通知に記録されている情報のうち、苦情申立人と代理人の氏名、住所は個人識別情報であるが、それ以外に、個人識別情報はない。しかし、「苦情の申立て及び事情の聴取について」の苦情申立の趣旨の欄の【8 19】の内容及び調査項目の(2)の本文の「申立人によれば、」の次の文字から「内申書開示が」の前の文字まで及び の内容は、苦情申立人が受けた精神的被害に直接関係する情報であり、これが公開されるとオンブズマンへの苦情の申立てを躊躇するものが出て、オンブズマンの事業の適正な遂行に支障を及ぼすことが予想されるため、不開示とすべきである(条例第8条第4号)。

したがって、平成10年12月11日付け調査実施通知は、苦情申立人の氏名、代理人の氏名、住所、「苦情の申立て及び事情の聴取について」の苦情申立の趣旨の欄の【8 19】の内容及び調査項目の(2)の本文の「申立人によれば、」の次の文字から「内申書開示が」の前の文字まで及び の内容を除き、開示すべきである。

- ケ 平成11年1月21日付け回答には、個人識別情報は記録されていない。しかし、(2)の本文の「申立人によれば、」の次の文字から「内申書開示が」の前の文字まで及び質問 の内容は、苦情申立人が受けた精神的被害に直接関係する情報であり、これが公開されるとオンブズマンへの苦情の申立てを躊躇するものが出て、オンブズマンの事業の適正な遂行に支障を及ぼすことが予想されるため、不開示とすべきである(条例第8条第4号)。

したがって、平成11年1月21日付け回答は、(2)の本文の「申立人によれば、」の次の文字から「内申書開示が」の前の文字まで及び質問 の内容を除き、開示すべきである。

- コ 平成11年1月21日付け教育委員会に対するヒアリングには、1頁1行目の「20:」の次から「氏」の前まで以外に個人識別情報は記録されていない。しかし、ヒアリングの内容が公開されると、ヒアリングにおいて率直な意見を聴取することができない恐れがあり、オンブズマンの事業の適正な遂行に支障を及ぼすことが予想されるため、不開示とすべきである(条例第8条第4号)。

したがって、平成21年1月21日付け教育委員会に対するヒアリングは、1頁1行目の「20:」の次から「氏」の前まで及びヒアリングの内容を除き、開示すべきである。

- サ 平成11年2月22日付け電話メモは、1頁1行目の「20:」の次から「氏」の前まで、苦情申立人の氏名は個人識別情報であり、電話の内容にも一部個人識別情報がある。ただ、電話の内容は、前記エで述べたとおり、これが公開されるとオンブズマンの事業の適正な遂行に支障を及ぼすことが予想されるた

め、不開示とすべきである（条例第8条第4号）。

したがって、平成11年2月22日付け電話メモは、1頁1行目の「20：」の次から「氏」の前まで、苦情申立人の氏名、電話の内容を除き、開示すべきである。

シ 平成11年3月11日付け電話メモは、上記サと同様の理由により、1頁1行目の「20：」の次から「氏」の前まで、苦情申立人の氏名、電話の内容を除き、開示すべきである。

ス 平成11年5月17日付けお手紙の宛名は個人識別情報であり、2行目「なってきましたが、」の次の文字から、「一方的にこちらが」の前の行までの一部に個人識別情報がある。また、同部分の内容は、単なる時候の挨拶や事務連絡といったものではなく、苦情申立人の心情を慮った内容であり、これが公開されるとオンブズマンに対して率直な心情を吐露することを躊躇するおそれがあり、オンブズマンの事業の適正な遂行に支障を及ぼすことが予想されるため、不開示とすべきである（条例第8条第4号）。

したがって、平成11年5月17日付けお手紙は、宛名、2行目「なってきましたが、」の次の文字から、「一方的にこちらが」の前の行までを除き、開示すべきである。

セ 平成11年5月26日付け電話メモに記録されている情報のうち、1行目の「20：」の次から「氏」の前まで、苦情申立人の氏名は個人識別情報であり、電話の内容は、前記エで述べたとおり、これが公開されるとオンブズマンの事業の適正な遂行に支障を及ぼすことが予想されるため、不開示とすべきである（条例第8条第4号）。

したがって、平成11年5月26日付け電話メモは、1行目の「20：」の次から「氏」の前まで、苦情申立人の氏名、電話の内容を除き、開示すべきである。

ソ 平成11年5月27日付け電話メモは、上記セと同様の理由により、1行目の「20：」の次から「氏」の前まで、苦情申立人の氏名、電話の内容を除き、開示すべきである。

タ 平成11年8月17日付けお手紙は、宛名及び4行目の「このような時節にあって、」の次の文字から「かような次第ですので」の前までは一部に個人識別情報があるが、全体として苦情申立人の私的事情であり、これが公開されるとオンブズマンへの苦情の申立てを躊躇するものが出て、オンブズマンの事業の適正な遂行に支障を及ぼすことが予想されるため、不開示とすべきである（条例第8条第4号）。

したがって、平成11年8月17日付けお手紙は、宛名、4行目の「このような時節にあって、」の次の文字から「かような次第ですので」の前までを除

き、開示すべきである。

チ 平成11年8月18日付け電話メモは、前記サと同様の理由により、1行目の「20:」の次から「氏」の前まで、苦情申立人の氏名、電話の内容を除き、開示すべきである。

ツ 平成11年8月30日付け電話メモは、前記サと同様の理由により、1行目の「20:」の次から「氏」の前まで、苦情申立人の氏名、電話の内容を除き、開示すべきである。

テ 平成11年10月29日付けお手紙は、前記タと同様の理由により、宛名、5行目「流行っているようですが、」の次の文字から「お体にはくれぐれも」の前までを除き、開示すべきである。

ト 平成11年12月17日付け電話メモは、前記サと同様の理由により、苦情申立人の氏名、電話の内容を除き、開示すべきである。

ナ 平成12年1月13日付け調査実施通知は、前記(3)セと同様の理由により、「苦情申立て及び事情の聴取」についての苦情申立て趣旨の欄の【8-19】の内容、及び「調査項目」の(1)- 、(2)- 、 の内容を除き、開示すべきである。

ニ 平成12年2月3日付け回答は、前記(3)ソと同様の理由により、調査項目(1)- の調査項目の内容とこれに対する回答の内容、調査項目(1)- の回答の「現在は」の次の文字から最後まで、調査項目(2)- の調査項目の内容とこれに対する回答の内容、調査項目(2)- の調査項目の内容とこれに対する回答の内容を除き、開示すべきである。

ヌ 平成12年2月3日付けヒアリングメモは、前記(3)タと同様の理由により、ヒアリングの内容を除き、開示すべきである。

ネ 平成12年2月17日付け電話メモは、前記サと同様の理由により、苦情申立人の氏名、電話の内容を除き、開示すべきである。

ノ 平成12年4月4日付けお手紙は、前記タと同様の理由により、宛名、3行目4文字目から「さて、新年度がスタートして、」の前まで、「宜しくお願いします。」の次の行の最初から、「敬具」の前までを除き、開示すべきである。

ハ 平成12年4月7日付け電話メモは、前記サと同様の理由により、苦情申立人の氏名、電話の内容を除き、開示すべきである。

ヒ 平成12年9月8日付け電話メモは、前記サと同様の理由により、苦情申立人の氏名、電話の内容を除き、開示すべきである。

フ 平成12年10月27日付け追加調査項目は、前記(3)シと同様の理由により、2行目の「ヒアリングにおいて、」の次の文字から3行目「について、」の前の文字まで、4行目最初の文字から「これに関し、」の前の行の最後まで、及び(2)の内容を除き、開示すべきである。

へ 平成12年10月26日付けヒアリングメモに記録されている情報のうち、苦情申立人の氏名は個人識別情報であるが、他に個人識別情報はない。ただ、ヒアリングの内容は、前記(3)タと同様の理由により不開示とすべきである(条例第8条第4号)。

したがって、平成12年10月26日付けヒアリングメモは、苦情申立人の氏名、ヒアリングの内容を除き、開示すべきである。

ホ 平成12年10月27日付け電話メモは、前記サと同様の理由により、苦情申立人の氏名、電話の内容を除き、開示すべきである。

マ 年月日不詳回答は、前記(3)スと同様の理由により、2枚目(2) - 、の内容を除き、開示すべきである。

ミ 平成13年12月6日付け結果通知は、宛名は個人識別情報であるが、他に個人識別情報はない。

したがって、平成13年12月6日付け結果通知は、宛名を除き、開示すべきである。

(6)平成8年度第20号苦情申立て関係文書のうち条例第8条第3号に該当することを理由として不開示とされた文書について

実施機関は、下記アからエまでの文書について、不開示の理由として、条例第8条第3号に該当するものとしている。これらの文書には、一部、実施機関内部の協議審議、検討又は協議に関する情報が含まれているが、このような情報であるからといって不開示とすることが認められるものではなく、このような情報を公にすることにより、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるなどの問題が生ずるおそれがあることが必要である。本件においては、下記アからエの文書に記録されている実施機関内部の協議審議、検討又は協議に関する情報を公開しても、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるなどの問題が生じるおそれがあるとは認められない。したがって、下記アからエまでの文書についてはすべて開示すべきとも考えられるが、これら文書に記載されている実施機関内部の審議、検討又は協議に関する情報のうち、公開すると今後同種の事案に関する意思決定に支障を及ぼすおそれがあると認められるものがあるため、その部分については不開示とすべきである。ただし、これは、オンブズマンの事業の適正な遂行に支障を及ぼすことが予想されるものとして不開示とすることが認められるものである(条例第8条第4号)。なお、不開示部分を除いた残部は開示すべきであることは既に述べたとおりであり、以下、結論を述べる。

ア 平成8年5月13日付け調査員メモは、2頁「2 本件事案との関係での問題点」の(1)から(3)の内容を除き開示すべきである。

イ 平成8年5月17日付け管轄について(協議)と保護委員からの回答は、開示

すべきである。

ウ 「平成8年5月27日付け調査員メモ」と表記されている文書は、1個の文書ではなく、複数の文書であるからそれぞれの文書ごとに結論を記載する。また、添付新聞記事は、何ら不開示とする理由がないため、全て開示すべきである。

(ア) 平成8年5月27日付け調査員メモは、苦情申立ての趣旨1から同3に対する対応方針の内容及び問題点の内容を除き、開示すべきである。

(イ) 平成8年5月30日付け調査員メモは、5行目最初から最終行までを除き、開示すべきである。

(ウ) 平成8年6月3日付け調査員メモは、1頁5行目最初から3頁最終行までを除き、開示すべきである。

(エ) 平成8年6月4日付け協議要旨メモは、協議内容を除き開示すべきである。

(オ) 平成8年6月6日付け調査員メモは、1頁5行目最初から3頁最終行までを除き、開示すべきである。

(カ) 平成8年6月10日付け調査員メモは、1頁5行目最初から7頁最終行までを除き、開示すべきである。

エ 平成8年6月20日付け調査員メモは、処理方針の1から3の内容を除き、開示すべきである。

(7) 平成8年度第19号及び第20号の苦情申立て関係文書のうち、条例第8条第4号に該当することを理由として不開示とされた文書について

平成13年11月1日付け(同月2日付けの誤記)ヒアリングメモ、平成13年11月22日付けヒアリングメモ及び平成12年11月16日付けヒアリングメモは、いずれもヒアリングの内容を除き、開示すべきである。

実施機関が主張するようにヒアリングは、オンブズマンの調査活動の中でも重要なものであり、その内容が公にされると、ヒアリングの相手方から、真実あるいは率直な意見を聴取することができなくなるおそれがありオンブズマンの事業の適正な遂行に支障を及ぼすからである(条例第8条第4号)。

以上の次第で、審査会の結論に記載のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会(五十音順)

委員	鈴木庸夫
委員	高岡香
委員	安富潔
委員	葭葉裕子

## 対象公文書及び不開示とすべき情報の一覧(諮問第120号関係)

- 1 平成8年度第19号苦情申立て関係文書(実施機関が川崎市情報公開条例第8条第1号に該当することを理由に不開示とした文書)に係る不開示部分

対象公文書の名称		不開示箇所
1	平成8年5月9日付け苦情申立書	苦情申立人の郵便番号、住所、氏名、電話番号、苦情申立の趣旨の内容、苦情申立の理由の内容、苦情の申立の原因となった事実のあった年月日
(1)	添付の個人情報閲覧等請求書2通	個人情報閲覧等請求人の郵便番号、住所、氏名、電話番号、請求に係る個人情報の記録の内容
(2)	要望書と題する書面	文書全て
(3)	週刊誌の写し	10頁から15頁の縦棒まで
2	平成8年7月16日付け調査連絡メモ	苦情申立ての趣旨の内容、苦情申立ての理由の内容、調査項目の内容
3	平成8年7月17日付け申立人への手紙	宛名
(1)	添付の平成8年7月22日付け電話メモ	電話の相手の氏名、申立人からの伝言の内容
(2)	添付の年不詳7月29日付け伝言メモ	1行目「14:10」の次から「様」の前まで及び伝言の内容(「」内の文字)
(3)	添付の平成8年8月1日付け手紙	宛名、7行目3文字目から「その他、ご質問・ご相談」の前の文字まで
(4)	添付の平成8年10月16日付け手紙	宛名、6行目最初から「なお、ご事情に変化が」の前の行の最後まで
(5)	添付の平成8年8月19日付け電話メモ	電話の相手の氏名、電話の内容
(6)	添付の平成8年10月25日付け電話メモ	電話の相手の氏名、電話の内容
(7)	添付の平成8年11月1日付け電話メモ(電話の日時が同年10月28日のもの)	電話の相手の氏名、電話の内容
(8)	添付の平成8年11月1日付け電話メモ(電話の日時が同年10月31日のもの)	電話の相手の氏名、電話の内容
(9)	添付の平成8年11月14日付け手紙	宛名、6行目、11行目から12行目まで
(10)	添付の平成8年11月22日付け電話メモ	電話の相手の氏名、電話の内容
(11)	添付の平成8年11月25日付け電話メモ	電話の相手の氏名、電話の内容
4	平成8年12月12日付け(同月27日付けの誤記)新オンブズマンとの面談記録	相手方の氏名、申立人の話の内容
5	平成8年12月16日付け(同月27日付けの誤記)申立人からの電話(前回の面談の補充)	電話の相手の氏名、申立人の話の内容
6	平成9年1月10日付け調査連絡メモ	申立人氏名、苦情申立ての趣旨の内容、苦情申立ての理由の内容、調査項目の内容
7	平成9年1月10日付け(同月31日付けの誤記)ヒアリングメモ	内容

8	平成9年8月15日付け申立人からのFAX	1枚目全部、2枚目から6枚目までのファックス発信者番号(TEL NO.)
9	平成10年10月5日付け電話メモ	苦情申立人の氏名、電話の内容
10	平成10年12月11日付け調査実施通知	苦情申立人と代理人の氏名、住所、「苦情の申立て及び事情の聴取について」の苦情申立の趣旨の欄の【8-19】の内容、調査項目の(2)の本文の「申立人によれば、」の次の文字から「内申書開示が」の前の文字まで及び の内容
11	平成11年1月21日付け回答	(2)の本文の「申立人によれば、」の次の文字から「内申書開示が」の前の文字まで及び質問 の内容
12	平成12年10月27日付け調査項目・追加	2行目の「ヒアリングにおいて、」の次の文字から3行目「について、」の前の文字まで、4行目最初の文字から「これに関し、」の前の行の最後まで、(2)の内容
13	年月日不詳回答	2枚目(2) - 、 の内容
14	平成12年1月13日付け調査実施通知	「苦情申立て及び事情の聴取」についての苦情申立て趣旨の欄の【8-19】の内容、「調査項目」の(1) - 、(2) - 、 の内容
15	平成12年2月3日付け回答	調査項目(1) - の調査項目の内容とこれに対する回答の内容、調査項目(1) - の回答の「現在は」の次の文字から最後まで、調査項目(2) - の調査項目の内容とこれに対する回答の内容、調査項目(2) - の調査項目の内容とこれに対する回答の内容
16	平成12年2月3日付けヒアリングメモ	ヒアリングの内容
17	平成13年8月30日付け市教委からオンブズマンあて回答	表題の最初の文字から「について」の前の文字まで、(1)の表題、「場所」の内容、「方法」の内容、(2)の表題、「現状」の内容及びその次の文字から最終行最後まで
18	平成13年8月30日付け追加調査項目	表題「指導課長名義にて頂いた」の次の文字から「に関して」の前の文字まで、1行目「本日ヒアリングにて、」の次の文字から「の方法に関して」の前の文字まで、(1)及び(2)の内容
19	平成13年9月20日付け回答	表題の最初の文字から「に関して」の前の文字まで、調査項目の内容、回答の内容
20	平成13年12月6日付け結果通知書	宛名、「苦情申立ての趣旨」の内容、別紙1頁3行目「1」の次の文字から同2頁「教育委員会は、このことについて」の前の行の最後まで、同頁「2」の次の文字から同頁下から3行目最後まで、同3頁1行目「3」の次の文字から同頁「このことについては、」の前の行の最後まで、同頁「4」の次の文字から同4頁「従って、教育委員会は、このことに関し、」の前の文字まで、同頁「5」の次の文字から同5頁「このことについて市民オンブズマンは、」の前の行の最後まで、同頁「6」の次の文字から同頁「このため、市民オンブズマンは、」の前の行の最後まで、及び同頁「その対応を見守っていくことと致します。」の次の行の最初から同6頁「なお、今後教育委員会と」の前の行の最後まで
21	平成13年12月20日付けお手紙	宛名、3行目最初の文字から「ご連絡をお待ちしております。」の前の文字まで
22	平成13年12月26日付け電話メモ	電話の内容
23	平成13年12月27日付け電話メモ	電話の内容
24	平成14年1月31日付けお手紙	宛名、2行目「お変わりございませんか。」の次の文字から「敬具」の前まで
25	平成14年2月6日付け(同月7日付けの誤記)電話メモ	電話の内容

2 平成8年度第20号苦情申立て関係文書(実施機関が川崎市情報公開条例第8条第1号に該当することを理由に不開示とした文書)に係る不開示部分

対象公文書の名称	不開示箇所
----------	-------

1	平成8年5月9日付け苦情申立書	苦情申立人の郵便番号、住所、氏名、電話番号、苦情申立の趣旨の1行目「調査書」の次の文字から、「の開示請求」の前の文字まで、苦情申立の理由
	(1) 添付の個人情報閲覧等請求書2通	郵便番号、住所、氏名、電話番号、請求に係る個人情報の記録の内容
	(2) 添付の個人情報閲覧決定期間延長通知書2通	宛名、請求に係る個人情報の記録の内容のうち、「調査書」以外の文字
	(3) 要望書と題する書面	文書全て
2	平成8年7月17日付け申立人への連絡の手紙	宛名
	(1) 添付の平成8年7月22日付け電話メモ	電話の相手の氏名、電話の内容
3	平成8年7月23日付け市教委よりの補充資料	宛名、請求にかかる個人情報の記録の内容の「調査書」以外の文字
4	平成8年7月29日から平成8年11月25日にかけての申立人からの連絡及びオンブズマンからの通知は、以下のとおり	
	(1) 平成8年7月29日付け申立人からの連絡	1行目「14:10」の次から「様」の前まで、伝言内容(「」内の文字)
	(2) 平成8年8月1日付け手紙	宛名、7行目3文字目から「その他、ご質問・ご相談が」の前の文字まで
	(3) 平成8年8月19日付け電話メモ	電話の相手の氏名、電話の内容
	(4) 平成8年10月16日付け手紙	宛先、6行目最初から「なお、ご事情に変化が」の前まで
	(5) 平成8年10月25日付け電話メモ	電話の相手の氏名、電話の内容
	(6) 平成8年11月1日付け電話メモ(電話の日時が同年10月28日のもの)	電話の相手の氏名、電話の内容
	(7) 平成8年11月1日付け電話メモ(電話の日時が同年10月31日のもの)	電話の相手の氏名、電話の内容
	(8) 平成8年11月14日付け手紙	宛名、6行目、11行目から12行目まで
	(9) 平成8年11月22日付け電話メモ	電話の相手の氏名、電話の内容
	(10) 平成8年11月25日付け電話メモ	電話の相手の氏名、電話の内容
5	平成8年12月12日付け(同月27日付けの誤記)新オンブズマンとの面談	相手方の氏名、申立人の話の内容
6	平成8年12月16日付け(但し、日付の記載はない)12日面談の補充点:申立人よりの電話	電話の相手の氏名、申立人の話の内容
7	平成10年10月5日付け電話メモ	苦情申立人の氏名、電話の内容
8	平成10年12月11日付け調査実施通知	苦情申立人と代理人の氏名、住所、「苦情の申立て及び事情の聴取について」の苦情申立の趣旨の欄の【8 19】の内容、調査項目の(2)の本文の「申立人によれば、」の次の文字から「内申書開示が」の前の文字まで及び「」の内容
9	平成11年1月21日付け回答	(2)の本文の「申立人によれば、」の次の文字から「内申書開示が」の前の文字まで及び質問「」の内容
10	平成11年1月21日付け教育委員会に対するヒアリング	1頁1行目の「20:」の次から「氏」の前まで、ヒアリングの内容

11	平成11年2月22日付け電話メモ	1頁1行目の「20:」の次から「氏」の前まで、苦情申立人の氏名、電話の内容
12	平成11年3月11日付け電話メモ	1頁1行目の「20:」の次から「氏」の前まで、苦情申立人の氏名、電話の内容
13	平成11年5月17日付けお手紙	宛名、2行目「なってきましたが、」の次の文字から、「一方的にこちらが」の前まで
14	平成11年5月26日付け電話メモ	1行目の「20:」の次から「氏」の前まで、苦情申立人の氏名、電話の内容
15	平成11年5月27日付け電話メモ	1行目の「20:」の次から「氏」の前まで、苦情申立人の氏名、電話の内容
16	平成11年8月17日付けお手紙	宛名、4行目の「このような時節にあって、」の次の文字から「かような次第です」の前まで
17	平成11年8月18日付け電話メモ	1行目の「20:」の次から「氏」の前まで、苦情申立人の氏名、電話の内容
18	平成11年8月30日付け電話メモ	1行目の「20:」の次から「氏」の前まで、苦情申立人の氏名、電話の内容
19	平成11年10月29日付けお手紙	宛名、5行目「流行っているようですが、」の次の文字から「お体にはくれぐれも」の前まで
20	平成11年12月17日付け電話メモ	苦情申立人の氏名、電話の内容
21	平成12年1月13日付け調査実施通知	「苦情申立て及び事情の聴取について」の苦情申立て趣旨の欄の【8 - 19】の内容、「調査項目」の(1) - 、(2) - の内容
22	平成12年2月3日付回答	調査項目(1) - の調査項目の内容とこれに対する回答の内容、調査項目(1) - の回答の「現在は」の次の文字から最後まで、調査項目(2) - の調査項目の内容とこれに対する回答の内容、調査項目(2) - の調査項目の内容とこれに対する回答の内容
23	平成12年2月3日付けヒアリングメモ	ヒアリングの内容
24	平成12年2月17日付け電話メモ	苦情申立人の氏名、電話の内容
25	平成12年4月4日付けお手紙	宛名、3行目4文字目から「さて、新年度がスタートして、」の前まで、「宜しくお願いします。」の次の行の最初から、「敬具」の前まで
26	平成12年4月7日付け電話メモ	苦情申立人の氏名、電話の内容
27	平成12年9月8日付け電話メモ	苦情申立人の氏名、電話の内容
28	平成12年10月27日付け追加調査項目	2行目の「ヒアリングにおいて、」の次の文字から3行目「について、」の前の文字まで、4行目最初の文字から「これに関し、」の前の行の最後まで、(2)の内容
29	平成12年10月26日付けヒアリングメモ	苦情申立人の氏名、ヒアリングの内容
30	平成12年10月27日付け電話メモ	苦情申立人の氏名、電話の内容
31	年月日不詳回答	2枚目(2) - の内容
32	平成13年12月6日付け結果通知	宛名

3 平成8年度第20号苦情申立て関係文書(実施機関が川崎市情報公開条例第8条第3号に該当することを理由に不開示とした文書)に係る不開示部分

対象公文書の名称	不開示箇所
1 平成8年5月13日付け調査員メモ	2頁「2 本件事案との関係での問題点」の内容
2 平成8年5月17日付け管轄について(協議)と保護委員からの回答	(不開示箇所なし)

3	平成8年5月27日から平成8年6月10日にかけての調査員メモは、以下のとおりである。	
(1)	平成8年5月27日付け調査員メモ	苦情申立ての趣旨1から同3に対する対応方針の内容及び問題点の内容
(2)	平成8年5月30日付け調査員メモ	5行目最初から最終行まで
(3)	平成8年6月3日付け調査員メモ	1頁5行目最初から3頁最終行まで
(4)	平成8年6月4日付け協議要旨メモ	協議内容(手書き部分を含む)
(5)	平成8年6月6日付け調査員メモ	1頁6行目最初から3頁最終行まで
(6)	平成8年6月10日付け調査員メモ	1頁5行目最初から7頁最終行まで
4	平成8年6月20日付け調査員メモ	処理方針の1から3の内容

- 4 平成8年度第19号及び第20号苦情申立て関係文書(実施機関が川崎市情報公開条例第8条第4号に該当することを理由に不開示とした文書)に係る不開示部分

	対象公文書の名称	不開示箇所
1	平成13年11月1日付け(同月2日付けの誤記)ヒアリングメモ	ヒアリングの内容
2	平成13年11月22日付けヒアリングメモ	ヒアリングの内容
3	平成12年11月16日付けヒアリングメモ	ヒアリングの内容